

### 固定資産の縦覧

地方税法に基づき、自己の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できるようにするため、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供します。

#### 縦覧期間

4月3日(月)～5月31日(水)  
 午前8時30分～午後5時(水曜日は午後7時まで)

※土・日曜日、祝日を除く

#### 縦覧場所

役場住民課

**縦覧できる内容** 縦覧帳簿に記載されている価格など(所有者や課税標準額などは縦覧できません)

#### 縦覧できる人

固定資産税の納税者

#### 納税者であることの本人確認

▼マイナンバーカード・運転免許証・納税通知書・健康保険証などが必要です。

▼納税者の代理人も縦覧できます

(納税管理人・同居の親族・委任状持参者)

#### 問い合わせ

住民課税務係 電話 (64) 8313

### 「はかり」の定期検査

計量法では、取引または証明に使用している「はかり」は2年に1回の定期検査を受検することが義務付けられています。

#### 対象計量器「はかり」

商店・工場などの営業用、病院・薬局などの調剤用、学校・保育園・病院などの健康診断用、観光農園・農産物直売所などで販売に使用している「はかり」など

#### 検査日

4月27日(木)

#### 時間・会場

・午前10時～11時

・秋畑地域交流センター

・午後0時30分～3時30分

J A甘楽支所

#### 費用

検査手数料が必要



ホーム検査表  
 はかり定期検査  
 手数料  
 馬場町の  
 群衆の手



#### 注意事項

▼付着物がないように掃除して持参してください。

▼付属しているもの(分銅・おも

り・電池・電源アダプターなど)も持参してください。

▼この検査に代わる計量士による検査を受ける方法もあります。

#### 問い合わせ

産業課商工観光係 電話 (64) 8320

### 水道メータボックス内 保温材撤去のお願い

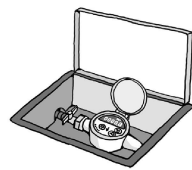
凍結防止のためにメータボックス内に入れた発泡スチロールや布などの保温材は、暖かくなつてきましたので撤去をお願いします。入れたままにしておくと、検針の支障になります。

また、検針がスムーズに行えるよう、メータ器の上に物を置かないでください。

ご理解・ご協力をお願いします。

#### 問い合わせ

水道課業務係 電話 (64) 8316



### 募集

### 令和5年度甘楽町文化会館 友の会会員募集

友の会は、甘楽町文化会館をより身近にさせていただくため、各種

催し物の情報を提供し、広く芸術文化に親しんでもらうことを目的とした会です。

#### 特典

- ①当会館主催事業のチケットを1事業につき1人3枚まで割引します。(プレイガイドでは割引できません)
- ②当会館主催事業が指定席の場合、チケットを会員に先行販売します。
- ③チケットの電話予約もできますが当日並んだ人が優先です。座席指定はできません。
- ④公演情報のパンフレットなどを無料で郵送します。

会費 年間1000円(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

※詳しくは、お問い合わせください。

#### 申し込み・問い合わせ

甘楽町文化会館

電話 (74) 7000 FAX (74) 7001

E-mail: k-bunka@town.kanra.jp

